

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
池田友邦会長代理	<p>ただ今より第235回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、市議会が開会中のため寺井会長が不在ですので、会長代理の私が進行させていただきます。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、生石地区の秀野委員と新浜地区の森委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、桑原地区の江戸推進委員と興居島地区の杉野推進委員と堀江地区の井上徹郎推進委員と栗井地区の松本推進委員に御出席を願っています。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第12号の12件の議案が提出されておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第4号までを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>それでは、議案第1号を御報告いたします。</p> <p>5条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。</p> <p>離作補償を支払うとしております。</p> <p>続きまして、議案第2号と議案第3号を御報告いたします。</p> <p>令和5年4月26日から令和5年5月25日までに専決処理した案件は4条届出が6件、5条届出が9件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p>

	<p>続きまして、議案第4号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は農地法により平成30年6月11日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>2番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>3番、本件は、強化促進法により、令和3年10月1日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>4番、本件は、農地法により、平成2年10月9日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。</p>

伊賀上大輔副主幹	<p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>お手元に審査基準1号～6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、あわせて御覧ください。</p> <p>1番、譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>2番、譲受人は、農地約159アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、譲受人は、農地約44アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、譲受人は、農地約31アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>5番、6番は譲受人が同一人ですので、あわせて御説明いたします。</p> <p>譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>7番、譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>8番、譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>9番、譲受人は、農地約49アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p>
----------	--

10 番、譲受人は、農地約 118 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

11 番、譲受人は、農地約 52 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を借り受け、農業に精進するものでございます。

12 番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

13 番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

14 番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

15 番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

16 番、譲受人は、農地約 37 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

17 番、18 番、19 番は譲受人が同一人ですので、あわせて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を取得及び借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

20 番、21 番は譲受人が同一人ですので、あわせて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補

足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

22 番、譲受人は、農地約 327 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

23 番、譲受人は、農地約 350 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を借り受け、農業に精進するものでございます。

24 番、譲受人は、農地約 191 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を借り受け、農業に精進するものでございます。

25 番、譲受人は、農地約 34 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

26 番、27 番は譲受人が同一人ですので、あわせて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

28 番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

29 番、譲受人は、農地約 109 アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

以上でございます。

池田友邦会長代理

それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。

新規農業の案件が、1 番、5 番、6 番、7 番、8 番、12 番、13 番、14 番、15 番、17 番、18 番、19 番、20 番、21 番、26 番、27 番、28 番の 17 件であります。

1 番の案件は、所在地が伊台地区でありますので、烏谷委員から説明をお願いします。

<p>鳥谷陽一郎委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました案件について、申請人は、堀江町にお住まいで、この度、伊台地区の親族が所有する農地を使用貸借し、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>申請人は、以前から営農に携わっておりますが、今後も譲渡人の指導や支援を受けながら営農していくとのことで、真剣に農業に取り組む姿勢が見受けられましたのでこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>池田友邦会長代理</p>	<p>次に、5番から8番までの案件は、それぞれ、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。</p>
<p>平岡量二委員</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>5番、6番は譲受人が同一の案件です。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、現在、久谷地区にお住まいで、今般、自宅近くの農地を借り受け、新規就農をお考えです。</p> <p>以前より、窪野町や久谷町の農地について相談を受けていた方で、農業に対する意欲も充分に見受けられ、過去に農作業の経験もあることから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして7番でございますが、先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、父親の農地を借り受け、新規に就農を開始したいとしております。</p> <p>実家での農作業の経験があり、農業に対する意欲も充分に見受けられたことから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして8番でございますが、先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、申請地を取得し、新規に就農を開始したいとしております。</p> <p>これまで、親戚の手伝いなどの農作業経験が十分にあり、耕作が困難となってきた</p>

	<p>た親戚の農地の購入も検討しているとのことで、農業に対する意欲も充分に見受けられたことから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>次に、12番の案件は、所在地が桑原地区でありますので、江戸推進委員から説明をお願いします。</p>
江戸貴幸推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、桑原地区の農地を譲り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>次に、13番の案件は、所在地が生石地区でありますので、秀野委員から説明をお願いします。</p>
秀野隆昭委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました案件について、申請人は、北吉田町にお住まいで、この度、同地区内の親族が所有する農地を使用貸借し、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>申請人は、2年間の新規就農研修を終え、今後も譲渡人の指導や支援を受けながら営農していくとのことで、真剣に農業に取り組む姿勢が見受けられましたのでこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>次に、14番の案件は、所在地が興居島地区でありますので、青井委員から説明を</p>

青井和子委員	<p>お願いします。</p> <p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました14番の案件について、申請人は、久枝地区にお住まいで、この度、興居島地区の親族が所有する農地を使用貸借し、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>申請人は、以前から営農に携わっておりますが、今後も引き続き十分な営農意欲が見受けられたことからこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>次に、15番の案件は、所在地が興居島地区でありますので、杉野推進委員から説明をお願いします。</p>
杉野猛志推進委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました15番の案件について、申請人は、新浜地区にお住まいで、この度、興居島地区の親族が所有する農地を譲り受け、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>申請人は、以前から営農に携わっており、営農に必要な栽培技術も十分にあることからこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>次に、17番～21番の案件は、それぞれ、所在地が堀江地区でありますので、井上徹郎推進委員から説明をお願いします。</p>
井上徹郎推進委員	<p>それでは17番～19番を御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました17番～19番の併用案件について、申請人は、</p>

	<p>権現町にお住まいで、この度、同地区内の農地を所有並びに賃貸借し、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>申請人は、2年間の新規就農研修を終え、今後も地域内農業者の指導や支援を受けながら真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたのでこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして20番、21番を御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました20番、21番の併用案件について、申請人は、福角町にお住まいで、この度、同地区内の農地を使用賃貸借し、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>申請人は、2年間の新規就農研修を終え、今後も地区内農業者の指導や支援を受けながら真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたのでこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>次に、26番と27番の併用案件は、所在地が河野地区でありますので、中川委員から説明をお願いします。</p>
中川均委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、河野地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>最後に、28番の案件は、所在地が粟井地区でありますので、松本推進委員から説明をお願いします。</p>
松本茂樹推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、粟井地区の</p>

池田友邦会長代理	<p>農地を借り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p> <p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
山岡美明副主幹	<p>恐れ入ります。</p> <p>議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書12ページです。</p> <p>番号1番の転用目的を「個人住宅・カーポート」から「自己住宅」に訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、福音寺町で母や兄の家族と同居しておりますが、手狭であるため、議案書記載の内容にて自己住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は伊予鉄道福音寺駅から概ね500メートル以内に位置することから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件は、申請地近くに申請人が所有する土地の斜面から岩が崩落し、周辺の道路に落石していることから、安全を確保するための工事を行う予定であり、伐採した木や取り除いた岩を置くための露天資材置場が必要として申請に及んだもの</p>

	<p>です。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>2番の案件は、1,000平米を超える案件であります。</p> <p>所在地が興居島地区でありますので、杉野推進委員から説明をお願いします。</p>
杉野猛志推進委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました2番の案件について、申請人は、松山市内で農地約255アールを所有する兼業農家です。</p> <p>この度、泊町で申請人が所有する山林の一部が潮風等の影響を受け、岩や石、雑木等が崩落しているため、隣接する申請地を露天資材置場として転用し、崩落が予想される岩や石、雑木等を保管するために、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としてはこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号「農地法第5条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、下伊台町に居住し、平井町にて理容室を経営しています。</p> <p>この度、新たな店舗を設置したいとして、店舗併用住宅を建築するもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は松山市役所小野支所からおおむね500メートル以内に位置することから第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件受人は、今在家1丁目にて、診療所を経営する医療法人でございます。</p> <p>この度、混合型特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付有料老人ホームの施設整備に係る公募に応募し、松山市から整備候補として内定したとの通知があったため申請に及んだもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>なお、本件は、申請面積が3,000平米を超える案件ですので、今月30日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>4番、本件受人は、来住町に事務所を置き、幼保連携型認定こども園などの経営を行う社会福祉法人でございます。</p> <p>現在、申請地の北側でこども園を経営していますが、駐車場として借りている土</p>

	<p>地の一部を返却することになりました。そのため、従業員や園児の送迎のために利用する駐車場が不足するとして申請に及んだものです。</p> <p>また、本件申請地は、農地法の許可を得ず、令和4年10月～令和5年3月30日までの間、残土及び車両の一時保管場所として利用していたとのこと。既に造成済みであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は外環状道路出入口からおおむね300メートル以内に位置することから第3種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>3番の案件は、1,000平米を超える案件で、所在地が久米地区でありますので、戒能委員から説明をお願いいたします。</p>
戒能豊和委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました3番の案件について、譲受人は、石井地区にて医療法人として診療所の運営を行う法人です。</p> <p>この度、松山市より介護付有料老人ホーム等の施設整備に関する内定を受け、本申請地に老人ホームを建築するために、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としてはこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局並びに地元委員の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

<p>池田友邦会長代理</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>なお、3番は3,000平米を超える案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第8号、「令和5年度第3号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>御審議をいただく前に、お願いがございます。</p> <p>本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。</p> <p>法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。本日の案件27件の内、使用貸借権の設定は43筆、賃借権が8筆、所有権移転が11筆で、設定総面積は5万8,162平米です。</p> <p>その内訳は、新規が19筆、更新が32筆、売買が11筆となっています。</p> <p>番号1番号2の譲受人は、約521アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号3の譲受人は、約84アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号11の譲受人は、約264アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号14の譲受人は、約83アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号17の譲受人は、約103アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号22の譲受人は、約147アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号24の譲受人は、約188アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、</p>

	<p>経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 25 番号 26 の譲受人は、約 174 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 27 の譲受人は、約 189 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、令和 5 年 6 月 16 日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
池田友邦会長代理	<p>議案第 8 号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 9 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p>

	<p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1、番号2及び番号3の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>議案第9号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和5年4月26日～令和5年5月25日までに専決処理した案件は24件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局から説明が終わりました。</p>

<p>池田友邦会長代理</p>	<p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第11号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>それでは、御説明します。</p> <p>本日御審議いただく案件は、2件ございます。</p> <p>番号1は、興居島地区、番号2は、正岡地区となっておりますので、私から状況を御説明させていただいた後、それぞれ対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。</p> <p>番号1は、令和5年5月9日、番号2は、令和5年3月22日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。</p> <p>対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。</p> <p>お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。</p> <p>資料の1ページ～5ページは、番号1の興居島地区、6ページ～22ページは、番号2の正岡地区に関する資料となっております。</p> <p>まず、番号1から御説明いたします。</p> <p>番号1は、令和5年5月16日に所在地である興居島地区の青井委員と杉野推進委員に事務局職員も同行し現地調査を実施しました。</p> <p>2ページは、対象地を記載した地図の位置図です。</p> <p>3ページは、登記簿の写しです。</p>

	<p>4 ページは、公図の写しです。</p> <p>5 ページは、対象地を撮影した写真です。</p> <p>次に、番号 2 は、令和 5 年 4 月 26 日に所在地である正岡地区の渡部委員、難波地区の荻山推進委員、田中推進委員に事務局職員も同行し現地調査を実施しました。</p> <p>7 ページは、対象地を記載した地図の位置図です。</p> <p>8～11 ページは、登記簿の写しです。</p> <p>12 ページは、公図の写しです。</p> <p>13～22 ページは、対象地を撮影した写真です。</p> <p>以上、2 件の説明は以上です。</p> <p>御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、地元農業委員から補足説明をお願いいたします</p> <p>1 番の案件は、所在地が興居島地区でありますので、杉野推進委員から説明をお願いします。</p>
杉野猛志推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和 5 年 5 月 16 日に、私と青井委員、事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、興居島地区の泊町甲 424 番 3 です。</p> <p>今回申し出があった農地は、30 年以上にわたり耕作されておらず、雑木が密集して生えており、周辺の山林と一体化している状態でした。</p> <p>そのため、農地として復元することが極めて困難であると考えられることから、農地性はないと地元では判断しました。</p> <p>御審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
池田友邦会長代理	<p>次に、2 番の案件は、所在地が正岡地区でありますので、渡部敏久委員から説明をお願いします。</p>

渡部敏久委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和5年4月26日に、私と荻山推進委員、田中推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は正岡地区で、申し出のあった土地は、院内甲244番1、院内甲242番2、院内甲242番1、院内甲241番です。</p> <p>元々は、柑橘を栽培していた樹園地でしたが、急斜面で農機具を使用することが難しく、数十年前から耕作されておらず、現在は雑木等が密集して山林と一体化している状態でした。</p> <p>そのため、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。</p> <p>御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
池田友邦会長代理	<p>議案第11号につきまして、事務局並びに地元委員の説明が終わりました。</p> <p>1番、2番の案件については全て「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>最後に、議案第12号「松山農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件は、申出者より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域からの除外申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、所管課である松山市農林水産振興部農業振興課から農業</p>

	<p>委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>本件申出者は、現在、夫婦で借家住まいをしておりますが、今後の生活設計を考えたところ、現居宅では手狭で何かと生活に支障をきたすことから、この度、分家住宅を建築するため、申出地の農用地区域除外申出をしているものでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>また、手続きが進み、農業振興地域の整備に関する法律第11条で定める公告がなされた時点で、分家住宅建築目的の農地転用許可申請が提出され、改めて農地法に基づく審査がなされることとなります。</p> <p>以上、本件について農用地区域除外することがやむを得ないものであるかどうか、意見の決定をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案12件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願いいたします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、次回の総会の日程ですが、来月第236回総会は、7月10日月曜日午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定です。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>連絡事項は、以上です。</p>

池田友邦会長代理

以上をもちまして、本日の第 235 回総会を閉会します。

渡部純三局長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前 11 時 15 分閉会